

私的所有は自己所有権テーゼによって正当化されうるか

学籍番号：0851020080

名列番号：413

芹澤和香菜

指導教員：足立英彦

(2012年1月18日提出)

論文要旨

今日、所有権は人々の中に浸透している権利である。その所有権がいかにして正当化されるのかについては様々なところで論じられてきたが、私的所有権を擁護するリバタリアニズムという立場の中の自然権論的バージョンは自己所有の命題を基礎に正当化できると主張する。本稿はこの自己所有権テーゼによる私的所有の正当化を行うことを目標とするものである。

まずはリバタリアニズムという思想について、それがどういった主張をしているかを簡単に紹介し、それから自己所有権という命題の内容はどこまでを含んでいるのかという用語法を説明し、最も基本的な権利である自己の身体や自由への権利としての自己所有権を検討する（Ⅱ）。この権利があって初めて正当化されうるのが自己所有権から導出される財産権であるが、その検討に入る前に、そもそもリバタリアンが共有よりも私的所有を認める方が良いとするのはいかなる理由によるのかということについて見ていきたい（Ⅲ）。その上で、自己所有権テーゼによる私的所有の正当化を行う。自己所有権からの私的所有の正当化の理論を唱えるリバタリアンたちが基礎にしているのはジョン・ロックが提唱した「労働所有論」である。そこで、まずこの「労働所有論」について紹介し、これに対する種々の批判を考察した上で論駁を試み（Ⅳ）、労働所有論を元にした自己所有権テーゼからの私的所有の正当化を行い、その意義を明らかにし、一応のまとめとする（Ⅴ）。

目次

I. はじめに

II. 自己所有権テーゼ

1. リバタリアニズムについて

(1) リバタリアニズムとリベラリズム

(2) リバタリアニズムの分類

2. 自己所有権テーゼの範囲

3. 狭義の自己所有権の検討

(1) リバタリアンの主張

(2) 批判の検討

III. 私的所有の意義

1. 共有とは何か

2. 私的所有の必要性

IV. 広義の自己所有権の正当化

1. ロックの労働所有論

(1). 所有権の正当化論拠

(2). 所有権の制約

2. 広義の自己所有権への批判の検討

V. 結語

I. はじめに

所有権の起源は人間社会の成立当初にまで遡る。気づいた時にはすでに社会の中に深く浸透し、人々は当然の権利として所有権を主張した。それほどに人々にとって自然な権利であり、また、基本的な社会制度の一つでもあるのが所有という概念である。しかし、自然であるが故に、それがいかにして認められるのかという問題は今日まで様々なところで議論がなされてきた。個人がある対象を所有する為には何が必要なのか。それは無制限に認められるものなのか。

この問題に答えるべくこれまで多くの主張がなされてきたが、その中の一つには、今日正義論の中において有力な潮流の一つとなっているリバタリアニズムの議論がある。リバタリアニズムとは自由尊重主義とも訳され、諸個人の自由を最大限重視し政府による強制を最小限にとどめるべきであるとの見解を意味する¹。このリバタリアニズムにはいくつかのタイプがあるが、そのうちの自然権論的なバージョンが主として唱えているのが自己所有権テーゼである。本稿はこの自己所有権テーゼを根拠とした私的所有の正当化を試みるものである。

まず最初に自己所有権テーゼの内容を明らかにした後、最も基本的な自己の身体や自由への権利を検討し、私的所有の意義を述べた上で自己所有権テーゼから導出される私的所有の正当化に移る。私的所有の正当化には、現代における多くのリバタリアニズムに大きな示唆を与えているジョン・ロックの所有論を中心に検討し、分析的マルクス主義者であるG. A. コーエン等の批判に答えることを通して自己所有権テーゼから私的所有を正当化することを目標としたい。

II. 自己所有権テーゼ

自己所有権テーゼとはリバタリアニズムを主張する論者にとって欠かせない命題であるが、そもそもリバタリアニズムとはどういった立場なのか、自己所有権テーゼとは何を表しているのかがまず問題となる。本章では自己所有権テーゼの用語法について明らかにしていくことにする。

1. リバタリアニズムについて

(1) リバタリアニズムとリベラリズム

現代の正義論には複数の立場が存在するが、その中にリベラリズムとリバタリアニズムと呼ばれるものがある。この二つの立場はあまりはっきりと区別されていないことが多いが、それは二つの立場が元々一つの考え方から生じていたものだからであろう。

リベラリズムは本来、イギリスの経済学者であり、また道徳学者でもあったA. スミス

¹ 森村進編著『リバタリアニズム読本』まえがきより。

流の自由放任主義的な古典的な「自由主義」を意味していた。それが、世界恐慌時のアメリカでの公共事業を通じて財の再配分を行う平等主義的なニューディール政策の採用以来、「平等主義的な自由主義」と解されるようになった。これが今日のリベラリズムと呼ばれる立場につながる考え方である。

その平等主義的なリベラリズムを批判し、本来の自由を擁護する立場を取り戻すために二〇世紀後半のアメリカで唱えられ始めたのがリバタリアニズムである²。リバタリアニズムとは諸個人の自由を最大限重視し、政府による強制を最小限に止めるべきという見解を意味する。この立場は正義の範囲を個人間の水平的な矯正的・交換的正義に限定し、国家権力によって垂直的になされる分配的正義を厳しく批判する³。

(2) リバタリアニズムの分類⁴

そのリバタリアニズムにもいくつかの分類がある。どのような論点によって分類するかで変わるが、二つの論点から分類することができる。

一つには「いかなる国家を正当と見なすか」という論点である。一番ラディカルなのはいかなる政府も認めないとする無政府資本主義、国家の役割を国防・裁判・治安・その他の公共財の供給、あるいはその一部だけに限定しようとするのが『アナーキー・国家・ユートピア』のロバート・ノージックに代表される「最小国家論」である。最後に一番穏健な「古典的自由主義」は、最小国家論が認めるもの以外にもある程度の福祉・サービス活動を行う小さな政府を唱える。

また一方で、「諸個人の自由の尊重を正当化する根拠は何か」という論点からであれば、基本的な自由の権利に訴えかける「自然権論」、自由を尊重する社会の方がその結果として人々が幸福になるはずであるとする「帰結主義」、理性的な人々ならリバタリアンな社会の原理に賛成するはずだとする「契約論」の三つの分類が可能である。

それぞれに主張することは少しずつ異なるが、今回は中でも自然権論バージョンの論者がその主張の根拠としている自己所有権の命題を取り上げてみたいと思う。

2. 自己所有権テーゼの範囲

上で取り上げた自然権論的バージョン、またそれだけでなくその他のリバタリアンも主張こそしないが根底においている思想が自己所有権テーゼである。自己所有権テーゼとは各人にとって自分自身の身体と能力は自分の物だという命題を意味している。古くはジョン・ロックが『統治論』で自分自身の身体と労働と（誰かの財産になる前に）自分が労働

² リベラリズムとリバタリアニズムについては深田三徳・濱真一郎編著『よくわかる法哲学・法思想』112頁脚注を参考にさせていただいた。

³ 深田三徳・濱真一郎編著『よくわかる法哲学・法思想』112頁。

⁴ 森村進『自由はどこまで可能か』21-22頁を参考にさせていただいた。

を混ぜたものとは自分の物だと主張したことが挙げられるが、ロックはこの言葉は使っておらず、実際に「自己所有権」という言葉が使われたのは比較的最近であった。この言葉は、「分析的マルクス主義者」である政治哲学者のG・A・コーエンが『アナキー・国家・ユートピア』のノージックの立場をこの言葉で呼んだことが一因となり普及したようだ⁵。

この自己所有権の命題はリバタリアニズムの思想の基礎となるものだが、この言葉が意味する範囲は論者ごとに異なっている。自己所有権の言葉の表す対象は曖昧なことが多い。一般的には、自分自身の身体と自由のみならずそこから導出される財産権も含まれているのが自己所有権だと理解されている。しかし、左翼リバタリアニズムと呼ばれる立場は、体への支配権は完全であるべきだが、外界の資源への私的所有は分配の対象となると主張するため、自己所有権という言葉を使っても意味が微妙に異なっているのである。

自己所有権の用語法について森村進は「自己の身体や自由への権利を『狭義の自己所有権』と呼び、そして狭義の自己所有権とそこから導出される財産権とを総称して『広義の自己所有権』と呼ぶ」⁶と定義している。本稿では、自己所有権を厳密に理解するために、この用語法を用いることとする。

以下では、狭義の自己所有権の検討に移る。

3. 狭義の自己所有権の検討

本稿の目的は自己所有権テーゼによる外物に対する私的所有の正当化であるが、それは広義の自己所有権を認めることにより可能となる。しかし、広義の自己所有権は狭義の自己所有権が成立して初めて主張することができる権利である。広義の自己所有権の正当化に移る前に、まず狭義の自己所有権を検討していきたい。

(1) リバタリアンの主張

現代のリバタリアニズムの祖とも言うべきジョン・ロックは、「統治論」第二篇のいたるところで自己所有権テーゼを唱えている。狭義の自己所有権について述べている部分をいくつか挙げると、第二七節には、

すべての人が自分自身の身体に対しては所有権を持っている。これに対しては、本人以外の誰も、いかなる権利をも持っていない。彼の身体の労働とその手の働きは、まさしく彼の物と言ってよい。⁷

とあり、また第四四節には、

人間は（彼自身の主人であり、自分の身体とその行為または労働の所有者なのだか

⁵ 森村進編著『リバタリアニズム読本』27頁。

⁶ 森村進『財産権の理論』19頁。

⁷ ジョン・ロック『統治論』176頁。

ら)、自らのうちに所有権の大きな基礎を持っている〈〉⁸

とある。「自己所有権」という言葉こそ述べていないが、内容はまさしく自己所有権命題である。このロックの思想はノージックに受け継がれ、更には今日のリバタリアニズムの基礎となっている。

では、リバタリアニズムではこの狭義の自己所有権をどのように捉えているのか。

リバタリアニズムの論者達は、狭義の自己所有権をわざわざ正当化する必要のない自明なものとして扱っているようである。実際のところ、自己所有権という命題を全く知らない人であっても、ほとんどは、自分の身体や自由に対し、自分以外に正当に権利を主張できる者はいないと考えるであろう。

森村進は狭義の自己所有権の持つ説得力を、古典的功利主義者であるジョン・ハリスが論じた次のような強制的な臓器移植の例で以て示している。

心臓を患っている瀕死の患者Xと肺を患っている瀕死の患者Yが、健康人を一人殺してその心臓と肺を自分たちに移植することを要求する。二人の人間をみすみす死なせるよりは、一人を犠牲にしてでも二人を助けるべきであるというのである。(中略)しかし、臓器を提供する者が恣意的に、たとえば医師によって選ばれたりすると、それは社会全体に不安と恐怖を与えるから、犠牲者はその社会の、適切な臓器を持っているすべての人々の間から無作為にくじによって選ばれるのがよい。この制度が導入されれば、現在失われている多くの人々の生命が救われ、人々の平均寿命が伸びるだろう。⁹

人々はこの制度を受け入れるだろうか。恐らく大部分の人々は受け入れないであろう。それはなぜか。我々の中に「各人の身体はその人自身のものであり、他の人々を侵害しない限り自分の好きなように扱う自由がある」という信念があるからではないだろうか。もし自分自身が望んで臓器を提供するならば構わないが、自分の意思に反して強制的に臓器を提供させられるというのは、そういった信念に反するから、多くの人は強制的な臓器移植のくじの制度を拒絶するのである。

また、分析的マルクス主義のG・A・コーエンは、徹底した平等主義の立場から、上記の森村の強制的臓器移植の例とよく似た眼球くじの例を挙げている。

眼球移植が容易に実現できるとすれば、国家が眼球を提供しうる人々を抽選くじの制度に登録し、このくじに負けた者は、さもなければ片目が見える状態ではなく盲目になってしまう移植者に眼球を一つ譲らねばならない〈〉(中略)諸資源の不平等、私的所有の不平等、そして最終的な条件の不平等に対する標準的左翼の反発が本当に宇義どおりに解されるなら、これらの(相対的に)良好な眼球が自分のものであることはこの上もない幸運であるという事実のゆえに、私は眼球に対する特権

⁸ ジョン・ロック『統治論』187頁。山括弧〈 〉は引用者(芹澤)の補足。

⁹ 森村進『財産権の理論』29頁。

を失うはずである¹⁰。

コーエンはこの例を通して、自己所有権命題を無条件に否定することはできないと述べている。

以上のような二つの例からわかるように、われわれは「自分の身体は自分自身のものであり、他の誰のものでもない」という道徳的直観を持っているのである。このようにわれわれが自明の理として受け入れている狭義の自己所有権を否定しようとするれば、自分の直感に反することになるであろう。

とはいえ、道徳的直観に訴えるのでは規範的な説得力に欠けると感じる人もいるかもしれない。狭義の自己所有権テーゼの説得力をより強いものにするために、もう一つ根拠を挙げておくことにする。

アナキストであるM・ロスバートは自己所有権に依らなかった場合にどうなるかということを考えた。ロスバートはまず、われわれは自分自身の身体への完全な所有権を認められるべきであるというルールを設定すべきか、それともわれわれは100%完全な自分自身の身体への所有権を持たないというルールを設定すべきかという二つの選択肢を挙げている。自分自身の身体への完全な所有権を認めるならば、それはそのまま狭義の自己所有権テーゼを受け入れることになる。

逆にもし後者を選択するならば、つまり、完全な自己所有権への権限を持たないならば、どうなるだろうか。その場合には〈普遍的で平等な他者所有権〉という共産主義的条件か、〈ある集団による他の集団の部分的所有〉、すなわち、ある階級による別の階級の支配のシステムという二つの可能性のみしかないとロスバートは述べている。

まず、後者の〈ある集団による他の集団の部分的所有〉という可能性について考えてみたい。この社会では、ある人物あるいは特定の集団SがS自身とSに所属していない全ての人間（これを集団Tとする）を所有している。ここで持つことができるのはSがTを支配する権限を持つという部分的で恣意的な倫理¹¹であり、人類の為の普遍的倫理あるいは自然法的倫理は持つことができない。SがTを支配する権限を持つということは、TはSが享有する自己所有権に完全な人間として与る権利を持たない人間以下の存在だということの意味する。このことは、倫理は人間の為に作り出されるものという想定に反することになり、妥当でない。我々が人間の為の倫理を設定しようとするのであれば、妥当性ある倫理であるためには、理論は時空を問わずすべての人間にとって真でなければならないのだ。

では、もう一つの可能性である〈普遍的で平等な他者所有権〉についてはどうだろうか。この社会ではA、B、C…という個人が存在する中、誰も自分自身の人身の100パーセ

¹⁰ G・A・コーエン『自己所有権・自由・平等』99頁。山括弧〈 〉は引用者（芹澤）の補足。

¹¹ ここでロスバートが言う「倫理」法則とは、「人にとって何が善であり何が悪であるか」という法則を表している。

ントの所有権を持っていない。Aの身体の等しい部分がB、C…等に与えられ、同じことがその他の各人にも当てはまる。この想定は、先程の〈ある集団による他の集団の部分的所有〉とは違い、社会のあらゆる人物に当てはまるため、少なくとも普遍的なルールということになる。しかし、この可能性は多くの困難を抱えている。それは一つには、この選択肢は一部の人々による他の人々の支配という先程検討したもう一つの選択肢に帰する恐れがあるということである。実際の社会には多くの人が存在するため、万人が万人を絶え間なく監視して全ての他人に対する部分的所有権の平等な分け前を行使することは物理的に不可能であり、そうすると他の人々の監視とそこから生ずる所有権は支配階級の専門的な活動にならざるを得ない。これは先ほど見たように妥当な社会とは言えないであろう。

仮に〈普遍的で平等な他者所有権〉の社会を維持できると考えても、誰一人として社会の他の全ての人々から前もって是認されていなければいかなる行為も行う自由がない世界では明らかに誰も何も行うことができない。そうなれば人類は滅亡へ向かうことになる。自己所有権が全く、あるいはほとんど認められない世界が人類の死滅を意味するとしたらその方向へのいかなる進行も人間とその地上の生存にとって最善のことに反する¹²。

このように、万人の完全な自己所有権を認めない社会では、普遍的な道徳は享受できない。だからこそ、リバタリアニズムは万人の100パーセントの自己所有権を主張する。今日、社会が潤滑に機能しているのは狭義の自己所有権が人々の根底にあるからであろう。

(2) 批判の検討

以上のように、リバタリアニズムでは狭義の自己所有権は人々の直感に合致する自然なものとして捉えられている命題である。しかし、全ての論者がこの自己所有権を認めているわけではない。多くの批判もなされているので、ここではその批判を取り上げて論駁を試みる。

狭義の自己所有権テーゼへの批判の中には、「自己を所有する」というその概念に対する指摘がある。まず、「自己所有権」とは、結合しようと思ってもできない語義の要素を繋ぎ合わせようとした言葉であり、擬似的概念でしかないという批判が挙げられる。例えば「緑色の数」、「太陽上での五時」といった言葉は、「緑色」、「五時」というそれぞれの語句には何の問題もないが、それらが繋ぎ合わさってできた言葉は筋の通った概念とは言い難い。それと同じように、「自己所有権」という語句も、「自己」、「所有権」という単語それ自体は意味の通る言葉だが、それらが繋ぎ合わさった結果不可能な概念となってしまう。すなわち、所有権を持ちうる主体である人格自身が所有権の対象ともなるという自己矛盾をきたしているというのである。自己所有権という概念は「自分自身が所有権を持ちうる物」

¹²M・ロスバート『自由の倫理学』53 - 55頁。

であることを表す言葉であり、整合性に欠けると言われる¹³。

確かに「自分自身が所有権を持ちうる物」という表現は奇妙に感じるかもしれない。しかし、「自己所有権」という概念はあくまでも自己の排他的支配権を表す言葉であって、その意味するところは他者の権利を侵害しない限り自己への支配権を自由に行使することができるというものである。下川潔は排他的な権利ということについて「権利保持者だけが、その権利の対象をどうするかについて意思決定を行うことができ、他者は、(通常は)本人の同意がないかぎり、その対象へのいかなる権利も持たないことを意味する」¹⁴と述べている。自分が自分自身について権利を持っているということは何ら不自然なことではない。それどころか、自分以外の他人が自分のことを支配しているということになれば、Ⅱ 3 (1) で見たように一部の階級が他の階級を支配するという妥当とは言えない帰結を導くことになるだろう。自分の身体をどうするかということを決する権利を持つのは自分以外にはありえない。「自己所有権」という語句が何を意味しているのかを考えたならば、それが非整合的な言葉ではないことに気付くはずである。

狭義の自己所有権テーゼについての別の批判は、自己所有権の性質についてのものである。自己所有権テーゼは他人の権利を侵害しない限り、自分の生命・身体・自由をどのように扱ってもかまわないとするため身体の売買を認めることになるが、自分の生命・身体・自由は当人の人格と密接不可分に結びついているから、財産的な「物」として扱うことは許されないというのである¹⁵。たとえ本人であっても売買はできない¹⁶。

このような批判をしている人々は、身体の器官、すなわち臓器の売買は認めないとする一方で無償の譲渡は認める傾向にある。批判している人々だけでなく、大半の人が臓器の売買には抵抗を覚えるかもしれない。しかし、無償の譲渡は認めて売買は認めないとする理由はあるだろうか。売買を認めないとする主張には様々な理由が挙げられるだろう。例えば、人格を手段として用いているということや、売り手の苦境を利用しているという意見があるかもしれない。だが、臓器売買は人格を単なる手段として用いているわけではなく、他の契約と同様本人の同意を必要としている。また、売り手の苦境を利用しているという主張に対しては、買い手も臓器の提供がなければ死んでしまうという苦境に立たされていることを考えれば、両者の立場は同じであると言うことができる。更に、多くの契約法において、無償契約は有償契約と比べると弱い保護しか与えられない。それは臓器の提供についても言えることである。こういったことから、臓器の無償の譲渡を認めて売買を認めないという理由は無いように思われる¹⁷。無償の提供が許されるならば有償の提供も許

¹³ G・A・コーエン『自己所有権・自由・平等』299頁。

¹⁴ 下川潔「ジョン・ロックのプロパティ概念」『イギリス哲学研究』15号8頁。

¹⁵ 森村進『財産権の理論』61-62頁。

¹⁶ ここで「できない」と言われているのは、「法律的・道徳的にそのような取引は無効と見なされ、禁止されるべき」という意味。

¹⁷ 臓器売買の議論については、森村進「臓器はいかに分配されるべきか」長谷川晃・角田猛之編

されるはずであり、自己所有権を財産権として捉えることに問題はないだろう。

狭義の自己所有権テーゼは人々にとって自然な権利であり、これを否定することは非常に難しい。リバタリアニズムと対立し、自己所有権を批判しているコーエンも、自己所有権に反論することはできるが、論駁することはできないと述べている¹⁸。それほど強力な命題なのである。

Ⅲ. 私的所有の意義

以上で狭義の自己所有権の検討を終えることにするが、リバタリアニズムがこのような自己所有権テーゼを用いて主張するのは専ら私的所有の制度である。かつてロックが労働所有論を主張したのは、共有の状態から人々に私的所有を生じさせるためであった。それはなぜか。

この章では、広義の自己所有権の正当化に入る前に、そもそもなぜ私的所有の制度がなければならないかということについて考えてみたい。

1. 共有とは何か

共有と私的所有との関係を明らかにする前に、まず共有という言葉について整理する。共有という概念は今日の民法でも扱われる概念であるが、ここで扱う「共有」はそれとは意味が異なる。

ロックは労働所有論を主張するに際して、私的所有が生じる前の状態を全人類の共有状態であるとした。大地が自然に生み出す果実や動物は、それらが自然の状態にある限り人類の共有物だと言うのである¹⁹。では、ここで言う「共有」とはどのような状態を指すのだろうか。

共有には大きく分けて積極的共有と消極的共有がある。積極的共有とは、誰もが共有財産に対する何らかの請求権を有するという意味での共有であり、消極的共有とは、全員が利用の自由を持つという意味での共有にすぎない。いわゆる無主の状態である。ロックの言う原始状態での「共有」とは、消極的共有をさすと考えられている。そのため、これ以降「共有」は消極的共有に絞って検討していくことにしたい。

2. 私的所有の必要性

ロックは原始状態を消極的共有であるとしたのであるが、この状態から所有権を発生させるための過程を検討している。そこで疑問となるのが、なぜ人々は共有状態を解消し、所有権を持たねばならないとされるかということである。

『ブリッジブック法哲学』173 - 184頁を参考にさせていただいた。

¹⁸G・A・コーエン『自己所有権・自由・平等』328頁。

¹⁹ジョン・ロック『統治論』175 - 176頁。

ロックはその理由について、自己保存の観点から理由を述べている。

彼が食べる果実や鹿の肉は、彼の生活を支えるのに役立つためには、それ以前に彼のものにならなければならない、他の人がもはやそれに対して何の権利も持たないように、彼のもの、つまり彼の一部とならなければならないのである。²⁰

つまり、人類の生存と繁栄の為には私的所有権が必要だと述べているのである。逆に言えば、共有のままでは自己保存ができないという意味に受け取ることができる。共有状態では自らの自己保存の為に資源を使うことができないのであろうか。

確かに、共有とは全ての人に利用権がある状態を指すため、一人が資源を消費することはできないはずである。共有の状態では他の人にも利用権を残すように使用しなければならない。そうでなければ、自分以外の共有権者の権利を侵害することになってしまう。しかし、それでは人々は、実質的にそういった資源を自分が生きる為に役立てることはできないということになるだろう。共有状態での一つの木の果実の利用権は共有権者全員にあるが、例えば、私が木の果実を取って食べたならばその木の果実は無くなってしまい、他の人が利用することはできなくなる。このことは私が他の共有権者の権利を侵害したということを表す。これは不当な行為であらう。

だが、果たしてこの状態で人々が生きていくことは可能だろうか。明らかにできない。共有状態のままでは、人々は自己保存ができないのである。自己保存の為に、共有状態を解消して資源を私的所有し、排他的な権利を持つことが要求される。故にロックは、私的所有権を発生させる労働所有論を主張したのである。我々が生き、そして繁栄していくためには私的所有権が不可欠なのだ。

また、ヒュームは私的所有の必要性について人間の利己性と資源の乏しさという理由を挙げている²¹。資源が無尽蔵にあるならば所有権などなくても問題ないのかもしれないが、現実には資源は限られていて、誰も利用できないわけではない。しかし、だからと言って資源を使わなければ人は生きていけない。それならば、個人が所有権を持ち、誰が資源を使えるのかをはっきりと分けた方がよいというわけである。加えて、人間は利己的な生き物であり、自分を抜きにして物事を考えることはできない。共有財産と私有財産を比べた時、人々がどちらにより注意を払うか考えたならば、それは当然私有財産であらう。

以上の点から、共有状態を解消し私的所有を開始することの必要性が分かる。人間が生きていく上でなくてはならない権利であることを考えると、私的所有権の制度が生じたのは必然であったといえよう。

IV. 広義の自己所有権の正当化

最後にこの章では、本稿の目的である「私的所有は自己所有権テーゼによって正当化さ

²⁰ ジョン・ロック『統治論』176頁。

²¹ 森村進『ロック所有論の再生』185頁。

れうるか」という問題を検討する。ここでは専ら、狭義の自己所有権とそこから導出される財産権を表す広義の自己所有権の正当化を試みる。リバタリアニズムでは広義の自己所有権の正当化にロックの議論を用いていることが多い為、まずはロックの議論を見ていくことにする。

1. ロックの労働所有論

上記Ⅱ 3 (1) で見たように、ロックは狭義の自己所有権を主張し、そこから外物への所有権を導き出している。ロックの所有論は「その人自身の所有物である労働をある対象に付け加えることによって、その対象は彼の物となる」というものであることから、「労働所有論」と呼ばれている。この考え方は人々に多くの示唆を与えつつも、一方で多くの議論も呼んだ。果たして、ロックが労働所有論で意味しているのは何か。以下ではその正当化論拠と制約という2つの側面から労働所有論を紹介していく。

(1). 所有権の正当化論拠

ロックの所有権の正当化論拠については論者によって様々に解釈が分かれているが、ここでは森村の分類方法を参考にしたいと思う。森村は、ロックの所有権正当化論拠について、価値の創造、功績、人格の拡張、生存と繁栄という四つに分類をしている²²。しかし、前者三つはロックの労働所有論の正当化論拠であるのに対して、最後に挙げられている、自己保存の為に所有権が必要であるという生存と繁栄の議論は私的所有権の正当化論拠であると考えられるため、先にⅢ 2 で扱った。故に、ここでは価値の創造、功績、人格の拡張の三つを取り上げることにする。

①価値の創造

「価値の創造」とは、財の価値の大部分を作り出すのは人間の労働であるから、労働を付け加えることによってその対象は労働を付け加えた者に所有権が生じるという議論である。ロックは、この価値の創造の議論を「統治論」の随所で主張している。

すべてのものに価値の差をもうけるものは労働なのだからである。タバコや砂糖を植え、小麦や大麦を蒔いてある一エーカーの土地と、ほとんど耕されず共有のままになっている一エーカーの大地との間に、どんな違いがあるかを考えてみるがよい。そうすれば、労働による改良が価値の大部分を構成しているということがわかるであろう。²³

全てのものは労働によって価値が増加する。パンが小麦に比べ価値が多いのも、葡萄酒が水に比べて高価なものも、そこに労働が付け加えられているからだと言っている

²² 森村進『ロック所有論の再生』115 - 137頁。

²³ ジョン・ロック『統治論』184 - 185頁。

のだ。

また、ロックは価値の創造についてこうも述べている。

労働によって土地を占有するものは、人類の共同の資産を減らすのではなく、増しているのである。囲い込まれ耕作された一エーカーの土地から生産される生活必需品は（少なく見積っても）、同じ肥沃さを持ち、共有の荒蕪地のままになっている一エーカーの土地の産物の十倍にはなるであろうからである。したがって、土地を囲い込み、十エーカーの土地から、自然のままに放置された百エーカーの土地から獲れるより多くの必需品を取る人は、人類に対して九十エーカーの土地を与えたことになる、と言ってよいであろう。彼の労働によって、共有のままの百エーカーの土地の生産物に等しいものが、十エーカーから供給されるからである。²⁴

全く使われていない荒蕪地からは何の価値も生み出されないが、少ない範囲でも土地を耕したならばそこからは多くの価値が生み出される。そうなれば、産物がそこから交換や市場に出され、結果として個人だけでなく全体の価値をも高めることになる。ある人が土地を労働を用いて専有することによって人々は恩恵に与ることができるのである。

対象物に働きかけ、価値を創造した者はその所有権を取得する。自ら対象物の価値を高めたのであるから、その利益を得ることには何の問題もない。そして、価値を高めるのは専らその人の労働なのである。ロックの所有論の正当化論拠にはあと二つの論拠があるが、最も説得力があるのは、この「価値の創造」の議論だと思われる。

②功績

ロックは「勤勉」という言葉をよく使っているが、それはこの「功績」の議論に含まれると考えられる。すなわち、労働は辛く苦しいものだから、各人はその苦勞に応じた報酬を受けるに値するというのである。

人間は自らが利用しうるかぎりのものに対しては権利を持ち、その労働によって加工しうるすべてに対して所有権を持った。つまり、彼の勤勞によって自然のままの状態から変えうるかぎり、そのものは、彼のものとなったのである。百ブッシェルのどんぐりやリンゴを集めた人は、そのことによって、それらに対する所有権を持つ。それらは彼が集めたとき、彼の財産となったのである。²⁵

土地を耕すことにも、作物を作ることにも、何かしらの労働が関わっており、そして大概の労働は人々にとって苦しいものである。その労働をした者に報酬を与えるのは極めて自然なことであり、与えられる報酬はその人が作り出したものが最もふさわしいのではないだろうか。

また、ロックは「勤勉で理性的な人々」にこそ所有権が与えられるべきと考えていた²⁶。

²⁴ ジョン・ロック『統治論』182 - 183頁。

²⁵ ジョン・ロック『統治論』188頁。

真面目に働いた者にこそ所有権は与えられるべきなのであって、怠惰な者がその労働の成果を横取りすることはあってはならない。そういった人々は略奪者であり、勤勉に労働する人に寄生して生きていると言えるだろうが、それは結果的に勤勉な人も寄生者自身も破滅させることになる。寄生者は勤勉な人によらなければ生きてはいけないからである。寄生者が増加すれば労働者である生産者の負担は大きくなり、いずれ支えきれなくなるであろう。生産者がいなくなればそこに依存していた寄生者もまた倒れざるを得ない²⁷。人間は労働をする生物であり、寄生者として生きていくのは不可能なのである。

③人格の拡張

「人格の拡張」の議論については、外物がある意味で人格の延長と見なすことでその所有を正当化していると考えられる。

彼の身体の労働とその手の働きは、まさしく彼のものと言ってよい。そこで、自然が与え、そのままにしておいた状態から彼が取り出したものは何であっても、彼はそこで労働をそれに加え、彼自身のものをつけ加えて、それへの彼の所有権が発生するのである。そのものは自然のままの状態から彼によって取り出されたものであるから、この労働によって他の人の共有権を排除する何かがつけ加えられたことになる。²⁸

ロックの労働所有論は「労働を混ぜる」と比喩的に表現されることがあるが、この表現が表しているのはまさしくこの議論であろう。外物を人格の延長と見なすこの議論には、先に見た狭義の自己所有権の正当化の際に扱ったロスバートの例が参考になると思われる。

例えば、ある彫刻家が粘土から作品を作り上げたとする。この作品は果たして誰のものだろうか。ここには三つの選択肢が存在する。一つ目は彫刻家自身のものであるという帰結、二つ目には別の人物あるいは人間集団が彫刻家の同意なしにその作品を取り上げる権利を持つというもの、そして最後に世界中のいかなる個人もその作品に対して平等に所有権を有するという共産主義的解決である。どのように考えても、明らかに後者の二つは不正だろう²⁹。彫刻家が自らの創作物を売りに出すのであれ、何かと交換するのであれ、最初にその創作物に対して正当な所有権を得るのは、自己の所有物とも言うべき労働を加えた張本人である彫刻家以外にはありえないのである。

ここまで三つの正当化論拠を見てきたが、どれか一つを論拠として選びとる必要はないと思われる。これらは互いに関係しあっており、切り離すことができないものだからである。これらの議論によって、「労働を付け加えた対象は付け加えた本人のものになる」とい

²⁶ ジョン・ロック 『統治論』 180頁。

²⁷ M・ロスバート 『自由の倫理』 59 - 60頁。

²⁸ ジョン・ロック 『統治論』 176頁。

²⁹ M・ロスバート 『自由の倫理』 57頁。

う一見突飛なロックの議論が根拠のある現実的な主張であることが分かるであろう。

(2). 所有権の制約

以上が労働所有論の正当化論拠である。ここから、ロックが、「対象物に労働を加えた者はその物に対する所有権を獲得する」と述べたことには理由があったということは分かった。労働を付け加えれば無主の物ならどんなものでも自分のものになるとすれば、人々はどれだけでも所有権を拡大することが可能になるだろう。しかし、資源は有限であるのに対して世の中には多くの人が存在する。ここで、他の人との関係が問題になる。

所有権は無制限に認められるものではない。では、所有権はどのようにして制限されるのか。ロックは「腐敗の制約」と「十分性の制約」の二つを主張している。以下ではこれらをそれぞれ検討していく。

①腐敗の制約

ロックは、労働による所有権取得を主張する一方で、それは無制限に認められるものではないとし、次のように述べる。

自然のままの産物に手を加え、何らかの労働を加えることによって自然のままの状態からいくらかでも変えた人は、そのことによってそれに対する所有権を獲得した。しかし、もし、それが適当に利用されないうちに、その人の手もとで腐敗し、消費しないうちに果実が腐ったり、鹿肉が腐ったりすれば、彼は万人に共通な自然法に背いたことになり、処罰を免れえなかったのである。彼は自分の役に立ち、そして生活の便宜を与えてくれるもの以上には、何の権利もないのだから、これによって、彼は、隣人の分を横取りしたことになるのである。³⁰

すなわち、たとえ労働によって正当に所有権を得たものでも、それを利用せず腐敗させてしまった時には、資源を無駄にしたことになる。もし、自分がその物に対して所有権を持たなかったならば他の人が利用できたはずのものを無駄にしてしまったのである。それは他人の取り分を横取りしたのと同じことであり、権利を侵害したということになる。

これは一般的に「腐敗の制約」と呼ばれる所有権の制約事由で、土地にも適用される。人々は利用するために様々なものを所有するのであり、利用しないのならそもそも所有する意味はない。たとえ労働所有論が無制限の所有権拡大を可能にする理論だとしても、実際には人間は自分の手に負える範囲でしか資源を所有することはできないのである。

この腐敗の制約の解釈についての問題は、「腐敗」の言葉をどのように理解するかということにある。そのままの意味にとれば、「食物を腐らせたり、土地を荒廃させてしまうこと」になるだろう。しかし、一方でこの言葉を「有効に活用しないこと」あるいは「価値を減

³⁰ ジョン・ロック『統治論』183頁。

小さくすること」というように解釈することも可能である³¹。上記のように、所有したにもかかわらずそれを利用しないうちに腐らせてしまうのは資源の無駄遣いと言えるかもしれないが、それでは所有権の範囲を事後的にしか知ることができない。腐ってからでは対処のしようがないのである。所有者は、はっきりとした境界がわからないまま曖昧な基準で所有をしていくしかない。しかしその結果もし所有物を腐らせてしまったとして、その所有者に対し他人の所有権を侵害したと言って責めるのは、あまりに横暴ではないだろうか。

このことから考えても、「腐敗」という言葉の解釈を単に「腐らせる」とするよりは「有効に活用していない」とするのが適していると思われる。有効に活用されていないものに対しては、より有効に活用できる人の下へ所有権を移転させればよいのである。そうしてよりよい所有者へと移転がなされていったならば、結果的に個人のみならず社会全体の利益にもなるだろう。

② 充分性の制約

ロックは所有権の制約事由にもう一つ挙げている。これは「充分性の制約」と呼ばれており、ロックの所有論の中で最も議論をよんでいるところでもある。

彼はそこで労働をそれに加え、彼自身のものをつけ加えて、それへの彼の所有権が発生するのである。そのものは自然のままの状態から彼によって取り出されたものであるから、この労働によって他の人の共有権を排除する何かがつけ加えられたことになる。この労働は疑いもなく労働した人の所有権なのであるから、少なくとも共有物として他の人にも充分なものが同じように残されている場合には、いったん労働をつけ加えたものにはその本人以外の何人も権利を持ちえないのである。³²

ロックはここで「少なくとも共有物として他の人にも充分なものが同じように残されている場合には」と述べている。これが「充分性の制約」の内容にあたる。この解釈が大きく分かれているのである。「同じように」とは何と同じようになのか。他の人にも充分に同じように残されるものとは何か³³。以下でこの二つの論点を扱うことにする。

まず、「同じように」とは何と同じようになのかという疑問であるが、一見すると専有者とそれ以外の人を比べていると受け取れる。つまり、何かを専有するならば他者にも同じだけのものが残されていなければならないとする平等主義的な主張という解釈である。しかし、実質的に他者と全く同じ状態の専有を要求することは不可能であるし、もしこのように解釈するならば制限が厳しすぎるが故に労働所有論そのものが意味をなさなくなるであろう。

そうではなく、専有する前と専有した後のことを比較していると考えるのが妥当だと思

³¹ 森村進『ロック所有論の再生』139頁。

³² ジョン・ロック『統治論』176頁。

³³ 森村進『ロック所有論の再生』142 - 143頁。

われる。確かに他者にとっては、自分が本来使えたはずの資源がある人の専有によって使えなくなってしまうため、権利を侵害されたと言えるかもしれないが、まだ他にも資源が残されているのであれば他者はその資源を使えばよいのであって、そこには何の問題もない。むしろ、専有をすることによって全体の価値も増加するのだから他人を害することにもならないであろう。

次に、他の人にも十分に同じように残されるものとは何かという論点に移る。ここでもそのまま読めば「専有されるのと同様の資源が残されていること」を要求するようにとれる。しかし、中にはもともと数量が限られており、充分には数がない資源も存在する。この解釈からすればそれらは専有を認められないことになる。また、この解釈をとると、まだ多く残されているものでも、最終的にどれくらい残されていたらよいのかという疑問が起こる。遡っていけば結果的に初めから専有が許されないという帰結を導くかもしれない。それでは人は何も専有できない。

ここは、「全体的に人々の生存を害さない程度に資源が残されていること」という条件だと解釈する方が整合的だろう。ロックは私的所有の正当化の際に自己保存の必要性から論拠を挙げていた。しかし、自分の生活のためと言っても他人を害することがあってはならない。現にロックは慈愛の義務を述べて自己だけでなく他人の保存の義務をも主張している。

すべての人は理性に尋ねてみさえすれば、すべて平等で独立しているのだから、誰も他の人の生命、健康、自由、あるいは所有物を侵害すべきでないということがわかるのである。(中略)人はすべて自分自身を保存すべきであり、勝手にその地位を捨ててはならないのだが、同じ理由によって、自分自身の保存が脅やかされないかぎり、できるだけ人類の他の人々をも保存すべきであり、犯罪者を罰する場合を除いて、他の人の生命や、生命の保存に役立つもの、すなわち、自由、健康、四肢、あるいは財産を、奪ったり侵害したりしてはならないのである。³⁴

このことから、最低限他人の生存を害さない限りは自らの生存に必要なものを専有することが認められると考えてよいだろう。

2. 広義の自己所有権への批判の検討

リバタリアニズムに対する批判の中には狭義の自己所有権からは広義の自己所有権は必ずしも出てこないという声が多い。しかし、以上で見てきたようにロックの主張した労働所有論は狭義の自己所有権から広義の自己所有権を導き出す明確な理由を述べている。この議論を見たならば広義の自己所有権を主張する理由がないなどとは言えないだろう。とはいえ、労働所有論へは他にも様々な批判がなされているため、最後にそれらの中でも有

³⁴ ジョン・ロック『統治論』162 - 163頁。

力だと思われるいくつかの批判に答えることで自己所有権テーゼによる私的所有の正当化の議論を締めくくりにする。

まず一つ目には、ロックの「労働を混ぜる」という表現は労働という無形の活動を物理的な対象のように扱うカテゴリー・ミステイクを犯しているという批判がある³⁵。確かに、これは誰が聞いても奇妙な表現だと感じるかもしれないが、ロックは本気で労働という行為を物理的な対象として捉えていたわけではない。「労働を混ぜる」とか「労働を付け加える」という表現はあくまでも比喻である。それが何を表しているかはすでに「人格の拡張」の議論で言及したので、ここでは触れない。労働によって生み出されたものが生み出した本人以外に帰属するのは、適当ではないのである。

次も表現に関する批判である。ロックが労働を所有していると述べていることについて、労働能力を「持つ」ことやそれを「使用する」こと、また労働行為を「行う」ことは可能だが、行為や能力を「所有する」ことは不可能だというものである。所有するとは特定の対象に対して他者の介入がなされる恐れがある場合に成立する概念であって、能力や行為はもともと本人の一部をなしているため他者からの介入の恐れがないということらしい³⁶。これについては、下川が答えているのでそれを参考にさせてもらうことにする。

人身売買や奴隷労働や苦役に見られるように、他者は、(能力や行為を本人から分離せずに) 本人の精神と身体を恣意的に支配することによって、彼の能力や行為のあり方に介入することができる。この可能性があるからこそ、本人だけが自分の能力や行為に対する支配力を法のもとでもち、他者は本人の能力や行為に権利をもたない、というロックの主張が意味をもつのである。³⁷

ロックの表現は独特な印象を受けるかもしれないが、そこには必ず何か意味があるのだ。

三つ目の批判は、「自己所有権」はその強い規範性により、パレート最適³⁸や人間性の最小限の要件³⁹との衝突を帰結するというものである⁴⁰。自己所有権テーゼは「各人の身体はその人自身のものであり、他の人々を侵害しない限り自分の好きなように扱う自由がある」という命題であるため、人々の中の財産の不平等も認めるし、他人を援助する責務も要求しない。だから一部の人々にとっては非常に苦しい状態をもたらす、妥当でないというのである。しかし、ロックは他人の保存の義務(慈愛の義務)を認めている。自己所有権が自己の身体を好きなように扱う自由を人々に与えていても、他人を害するような形での権利行使は不正であり、認められない。こう考えれば、自己所有権テーゼが必ずしも不正な帰結をもたらすとは言えないだろう。

³⁵ 森村進『ロック所有論の再生』57頁。

³⁶ 下川潔「ジョン・ロックのプロパティ概念」『イギリス哲学研究』15号12頁。

³⁷ 下川潔「ジョン・ロックのプロパティ概念」『イギリス哲学研究』15号12頁。

³⁸ 資源利用に無駄のない最適な状態をさす。公正さの最小限の要求事項。

³⁹ 困窮にあえぐ人々に対する援助の責務。

⁴⁰ 川本隆史「自己所有権とエンタイトルメント」『法哲学年報』81頁。

上記の批判に関連して、自己所有権テーゼは人々の間の財産の不平等を弁護する帰結を導くが、それは不正だという批判がある⁴¹。これはリバタリアニズムに対してよくなされる批判である。しかし、不平等は本当に不正だろうか。自己所有権がただ格差をもたらすだけなのであれば、確かに人々は不満を持つかもしれない。だが、自己所有権テーゼからの私的所有正当化はいたずらに不平等を大きくしようとしているわけではなく、全体的な価値の増加をもたらそうとしているのである。例えば誰にも手を加えられず荒廃していた土地をある人が耕したならば、今までは何も生産することのなかった土地が生産性をもつようになる。結果その土地は労働を加えた人のものになり、他の人にはもはや使用権はないので不平等が生じるかもしれないが、そこから生産されたものが市場に出回ることによって多くの人がある恩恵に与ることができるだろう。この結果は不正だろうか。不正とは言えないはずだ。たとえ不平等がもたらされたとしても、より上手く利用できる人のもとに資源が渡るならば、それによって多くの価値が生み出され、社会全体に利益がもたらされるのである。相対的に貧しい人も、社会が豊かになることにより生活水準が上がるのだから生存を害されることはない。それでも生存が困難な状態になれば上記のように慈愛の義務が適用されるので、問題はないであろう。

ただ、生産性という点について、不毛な土地ではどれだけ労働がなされても穀物が全く作れないから労働が価値を創造しない場合もあるという指摘がある⁴²。しかし、その場合でも「功績」や「人格の拡張」から所有権を認めることは可能であるし、土地の利用法は穀物の生産だけには限られないので、他の方法から価値を生み出すこともできると言える。

広義の自己所有権に対する批判は多くあるが、そのいずれも自己所有権テーゼを斥けるには至らないようだ。

V. 結語

狭義の自己所有権テーゼは人々の直感に合う自然な命題と言える。「自分の身体は自分のもの」という信念を持っていない人間はいないと言っても過言ではないだろう。だからこそ、自己所有権テーゼからの私的所有の正当化は最も人々に違和感なく受け入れられる。これこそ自己所有権の意義と言えるであろう。私的所有、あるいは財産権に全く関係のない人間は存在しない。すべての人に必要な権利を正当化するためには、すべての人が受け入れることのできる論拠によらなければ不可能である。

本稿では狭義の自己所有権テーゼを正当化し、その上でそこから導き出される広義の自己所有権をロックの労働所有論から導き出し、その批判に答えた。ここでは批判に答えることに成功したと考え、故に「私的所有は自己所有権テーゼによって正当化されるか」という問いについて「正当化される」という結論を提示し、本稿を終えることとする。

⁴¹川本隆史「自己所有権とエンタイトルメント」『法哲学年報』81頁。

⁴²G・A・コーエン『自己所有権・自由・平等』254頁。

参考文献一覧

川本隆史「自己所有権とエンタイトルメント」『法哲学年報』（1992年）77頁～94頁。

下川潔「ジョン・ロックのプロパティ概念」『イギリス哲学研究』15号（1992年）5頁～17頁

ジョン・ロック（伊藤宏之訳）『統治論』（柏書房、1997年）

深田三徳・濱真一郎編著『よくわかる法哲学・法思想』（ミネルヴァ書房、2007年）

森村進『自由はどこまで可能か』（講談社現代新書、2001年）

森村進『財産権の理論』（弘文堂、1995年）

森村進『ロック所有論の再生』（有斐閣、1997年）

森村進編著『リバタリアニズム読本』（勁草書房、2005年）

森村進「臓器はいかに分配されるべきか——社会正義・公序良俗・取引の自由の交錯」長

谷川晃・角田猛之編『ブリッジブック法哲学』（信山社、2004年）172頁～187頁

G・A・コーエン（松井暁・中村宗之 訳）『自己所有権・自由・平等』（青木書店、2005年）

M・ロスバート（森村進・森村たまき・鳥澤円 訳）『自由の倫理学』（勁草書房、2003年）